

太田市住宅リフォーム支援事業

業者登録

【ガイドブック】

太田市 まちづくり推進課

住宅リフォーム支援事業専用

☎ 47-1955（直通）



目次

1 要件・各種手続き	1
2 申請書記入例	3
(1) 市内に本店を有する法人の場合	4
(2) 市内に事業所を置く個人事業者の場合	9
3 変更届出書記入例	13

1 要件・各種手続き

【登録業者要件】

- ① 太田市住宅リフォーム支援事業ガイドブックの内容を理解し、本事業の申請等を行うこと。
- ② 市内に本店を有する法人または市内に事業所を置く個人事業者であること

形態により、次の（１）または（２）のどちらかの業者登録申請を行ってください。

【業者登録申請手続き】

（１）市内に本店を有する法人の場合

- ①住宅リフォーム支援事業業者登録申請書
- ②履歴事項全部証明書
- ③営業証明書

※履歴事項全部証明書・営業証明書は、取得日から３ヶ月以内のもの

（２）市内に事業所を置く個人事業者の場合

- ①住宅リフォーム支援事業業者登録申請書
- ②代表者の住民票の写し

※住民票は、取得日から３ヶ月以内のもの

- ③屋号の分かる決算書、収支内訳書（事業所所在地・屋号の記入は必ず行ってください）または開業届の写し

※決算書等は、直近のもの

※開業届は、開業間もない方を想定しています。

（３）市外に本店を有する法人、屋号を持たない個人の場合

施工業者要件を満たしません。

※業者登録申請受付後、書類に問題がなければ住宅リフォーム支援事業業者登録通知書を発送いたします。通知書右上の日付から登録業者となります。記載された登録業者番号を大切に保管してください。

※変更・取消・更新等の申請についても、同様の取扱となります。

【変更申請手続き】

社名変更、代表者変更、本店または事業所の住所に変更が出た場合は、変更申請書を提出してください。

上記以外の連絡先、工事区分のみの変更の場合は、変更申請書のみを提出してください。

※変更申請後に業者登録変更通知書を概ね２週間程度で発送します。

【抹消手続き】

該当年度に、住宅リフォーム支援事業の登録業者抹消したい場合、まちづくり推進課に電話等で申し出てください。

なお、完了報告書提出以前に抹消を行った場合、施工業者要件を満たさなくなり、補助金の受領ができなくなりますのでご注意ください。

※申し出後に業者登録抹消通知書を概ね 2 週間程度で発送します。

【更新申請手続き】

登録申請及び更新申請から 5 年継続された登録業者で、翌年度も登録業者の更新を希望する場合は、更新手続き期間中に添付書類を添えて更新申請手続きを行ってください。更新時期になりましたら、更新手続きのご案内を発送させていただきます。なお、更新手続きを行わない場合、自動的に未登録業者となり、施工業者要件を満たさなくなりますのでご注意ください。

※更新申請後に業者登録通知書を概ね 2 週間程度で発送します。

【その他】

- ①登録業者一覧として、市ホームページ等で公表します。
- ②登録業者は、お客様に対し住宅リフォーム支援事業の説明をしてください。
- ③各種申請書は、登録業者が行ってください。
- ④不備部分等があった場合、住宅リフォーム支援事業業者登録申請書に記載のある連絡先に連絡をします。
- ⑤本ガイドブックの更新等があった場合、市ホームページ等で公表しますので、定期的に確認をして下さい。
- ③ 複数の登録業者が元請となるリフォームの場合、申請者と相談のうえ代表 1 社が取りまとめをしてください。その際は、申請時のチェックリストに基づき、申請者に複数の登録業者を使用していないか確認をしてください。
- ⑦虚偽申請・不正を行った登録業者は、登録失効となり、施工業者要件を満たさなくなります。この場合、今後の住宅リフォーム支援事業の登録業者になれなくなることがあります。

【市ホームページ】

▽リフォーム補助金 HP



▽施工業者の皆さまへ HP



2 申請書記入例

様式第14号（第18条関係）

令和〇〇年4月15日

住宅リフォーム支援事業業者登録（登録の更新）申請書

（宛先）太田市長

法人は法人印鑑証明書と同じ印
個人は代表者の認印

公表時に公開される内容となります
※個人の場合、屋号を記入
※旧称・愛称・通称は登録
できません。

市からの問合せ窓口
の代表1名を記入

（申請者） 郵便番号 〒373-8718
住所 太田市浜町 2-35
フリガナ △△ケンセツ
法人名等 △△建設（株）
フリガナ オオタ タロウ
代表者氏名 代表取締役 太田 太郎
電話番号 0276-47-1955



住宅リフォーム支援事業の業者登録（登録の更新）を行いたいので、太田市住宅リフォーム支援事業補助金交付規則第18条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。また、太田市住宅リフォーム支援事業補助金交付規則附則第2項の規定により、申請者及び交付決定者に代わって申請及び報告に係る書類を提出することに同意します。

連絡先	担当者名	金山 太郎					
	電話番号	0276-47-1955					
	携帯電話	090-47〇〇-1955					
	メールアドレス	00000@abc.co.jp					
行政区の名称		太田地区					
工事区分	● 屋根	防水	● 外壁	建具	内装	塗装	
	タイル	畳	増築	構造	水回	電気	

添付書類

- 1 市内に本店を有する法人の場合
 - (1) 履歴事項全部証明書
 - (2) 営業証明書
- 2 市内に主たる事業所を有する個人の場合
 - (1) 代表者の住民票の写し
 - (2) 屋号の分かる決算の写し又は開業届の写し

【添付書類の準備】

(1) 市内に本店を有する法人の場合

①-1. 履歴事項全部証明書を法務局太田支局で取得

※赤枠を記入して、①履歴事項全部証明書 1 通を取得してください。

登記事項証明書 登記簿謄抄本 概要記録事項証明書		会社法人用 交付申請書	
※ 太枠の中に書いてください。		(地方) 法務局 支局・出張所 年 月 日 申請	
窓口に來られた人 (申請人)	住所 群馬県太田市浜町 2-35	収入印紙欄	
フリガナ	氏名 太田 太郎		
商号・名称 (会社等の名前)	△△建設株式会社	収入印紙	
本店・主たる事務所 (会社等の住所)	群馬県太田市浜町 2-35		
会社法人等番号		収入印紙	
※ 必要なものの□に✓印をつけてください。			
請求事項		請求通数	
①全部事項証明書(謄本) ☒ 履歴事項証明書(閉鎖されていない登記事項の証明) ※現在効力がある登記事項に加えて、当該証明書の交付の請求のあった日の3年前の日の属する年の1月1日から請求があった日までの間に抹消された事項等を記載したものです。 ☐ 現在事項証明書(現在効力がある登記事項の証明) ☐ 閉鎖事項証明書(閉鎖された登記事項の証明) ※当該証明書の交付の請求があった日の3年前の属する年の1月1日より前に抹消された事項等を記載したものです。		1 通	
②一部事項証明書(抄本) ☐ 履歴事項証明書 ☐ 現在事項証明書 ☐ 閉鎖事項証明書 ※商号・名称及び会社・法人状態区は、どの請求にも表示されます。		※ 必要な区を選んでください。 ☐ 株式・資本区 ☐ 目的区 ☐ 役員区 ☐ 支配人・代理人区 ※2名以上の支配人・参事等がある場合で、その一部の者のみを請求するときは、その支配人・参事等の氏名を記載してください。 (氏名) (氏名) ☐ その他 ()	
③代表者事項証明書(代表権のある者の証明) ※2名以上の代表者がいる場合で、その一部の者の証明のみを請求するときは、その代表者の氏名を記載してください。 (氏名)		通	
④コンピュータ化以前の閉鎖登記簿の謄抄本 ☐ コンピュータ化に伴う閉鎖登記簿謄本 ☐ 閉鎖謄本 (年 月 日閉鎖) ☐ 閉鎖役員欄 (年 月 日閉鎖) ☐ その他 ()		通	
⑤概要記録事項証明書 ☐ 現在事項証明書(動産譲渡登記事項概要ファイル) ☐ 現在事項証明書(債権譲渡登記事項概要ファイル) ☐ 閉鎖事項証明書(動産譲渡登記事項概要ファイル) ☐ 閉鎖事項証明書(債権譲渡登記事項概要ファイル) ※請求された登記記録がない場合には、記録されている事項がない旨の証明書が発行されます。		通	
交付通数	交付枚数	手数料	受付・交付年月日

(乙号・6)

①-2. 履歴事項全部証明書

※履歴事項全部証明書は、3ヶ月以内のものが有効です。

※赤枠部分にて、市内に本店を有するか等の確認を行います。

履歴事項全部証明書	
群馬県太田市浜町 2-35 △△建設株式会社	
会社法人等番号	
商号	△△建設株式会社
本店	群馬県太田市浜町 2-35
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	
目的	建設工事等行える業者か確認する場合があります
発行可能株式総数	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	
資本金の額	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 太田 太郎

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1 / 2

【表面】

	代表取締役 太田 太郎
登記記録に関する 事項	設立 昭和 52 年 12 月 1 日

提出日の 3 ヶ月以内

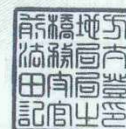
これは登記簿に記録されている消滅されていない事項の全部であることを証明
した書面である。
(前橋地方法律局管轄)

令和〇〇年 4 月 13 日

前橋地方法律局太田支局

登記官

法 務 一 郎



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 2

【裏面】

- ②-1. 営業証明書を太田市市民税課（本庁舎 2F）で取得
 ※赤枠を記入して、②営業証明書 1 通を取得してください。

所得証明等交付申請書					
(宛先) 太田市長 ※太枠の中をお書きください。				令和 年 月 日	チェック
来庁者 (窓口にお越しの方) Solicitante (Pessoa que veio ao balcão)	Endereço 住所	太田市浜町 2-35			☐
	フリガナ				
	Nome Completo 氏名	太田 太郎			☐
	Data de Nascimento 生年月日	明・大・昭・平 1975 年 5 月 1 日			☐
※該当者との関係 ☐ 本人 ☐ 同一世帯の親族 ☐ その他（委任状が必要です） ☒ 該当者（法人） チェック					
該当者 (どなたの証明が必要ですか) De quem deseja	Endereço 住所	太田市浜町 2-35			☐
	フリガナ				
	Nome Completo 氏名	△△建設㈱ 代表取締役 太田 太郎			☐
	Data de Nascimento 生年月日	明・大・昭・平 1977 年 12 月 1 日			☐
使いみちは (○をつける)	1 融資 5 学校提出 9 市・県営住宅申請 2 保証人 6 保健所提出 10 保育・幼稚園入園 3 年金申請 7 警察署提出 11 入管申請 (VISA) 4 扶養申請 8 児童手当申請 12 他 ()				
必要な証明は					
1	所得証明	平成・令和 年度 (年分)	通数	手数料	※確認欄 免許証 パスポート 住基カード (写真付) 在留カード等 個人番号カード 保険証 診察券 キャッシュカード その他 ()
	所得課税証明 (控除内訳あり)	平成・令和 年度 (年分)	通	円	
2	課税証明書	平成・令和 年度	通	円	
3	非課税証明書	平成・令和 年度	通	円	
4	所在証明書		通	円	
5	営業証明書		1 通	円	
6	開・廃業証明		通	円	
7	その他 ()	平成・令和 年度	通	円	
町名変更			通	無料	
※1～3の証明を本人（生計を一にする同居の親族を含む。） 以外の方が申請の際、本人の委任状または代理人選任届が必要です。					取扱者印

②-2. 営業証明書

※営業証明書は、3ヶ月以内のものが有効です。

※赤枠部分にて、営業を行っているか等の確認を行います。

営 業 証 明 書

本 店 所 在 地	太田市浜町 2-35
本 店 名 称	△△建設株式会社
支 店 所 在 地	以下余白
支 店 名 称	

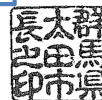
上記法人は、令和〇〇年 3 月 31 日 現在営業していることを証明します。

令和〇〇年 4 月 13 日

提出日の 3 ヶ月以内

群馬県太田市長

清水 聖義



(2) 市内に事業所を置く個人事業者の場合

①-1. 個人事業者の住民票を太田市市民課（本庁舎 1F）、各行政センターまたは東西各サービスセンターで取得してください。

※赤枠を記入して、①住民票 1 通を取得してください。

【例：本人申請の場合】

住民票の写し等の交付請求書		Resident Record Issuance Form "juminhyo" etc. Pedido de Emissão do Atestado de Residência "juminhyo" e Outros.		受付	確認	交付
(宛先) 太田市長 ※太枠内を記入してください。						
① 窓口に来た方	住所 Address Endereço 太田市浜町 2 番 35 号	令和 年 月 日	②との関係 ☒ 本人 ☐ 同世帯の人 ☐ その他の人() その他の人は④を必ず記入してください。			
	フリガナ 氏名 Name/Nome completo 太田 太郎 (印)	生年月日 Date of Birth - Data Nasc. (ano/mês/dia) 大正 昭和 平成 西暦 50 年 5 月 1 日				
Whose resident record do you need? De quem é o Atestado de Residência que necessita?						
住所 Address Endereço 太田市 番地 アパート名等			世帯全員 Resident Record (all household members) Atestado de Residência Familiar 通			
③ 必要な住民票			④ 必要な住民票			
No. 1	フリガナ 氏名 Name/Nome completo ☒ ①の氏名・生年月日に同じ Same as ① - Idem ①	生年月日 大 昭 平 令 西 暦 年 月 日	☒ 住民票コード ☐ 個人番号	個人(別用紙) No. 1 通		
No. 2	フリガナ 氏名 Name/Nome completo	生年月日 大 昭 平 令 西 暦 年 月 日	☐ 住民票コード ☐ 個人番号	個人(組記載) No. 組 通		
No. 3	フリガナ 氏名 Name/Nome completo	生年月日 大 昭 平 令 西 暦 年 月 日	☐ 住民票コード ☐ 個人番号	除票(転出・死亡) Proof of withdrawal of RR(move out of Ota/death) Atestado de Remoção do Reg. de Residência (Mudança p/ fora da cidade / Óbito) 通		
No. 4	フリガナ 氏名 Name/Nome completo	生年月日 大 昭 平 令 西 暦 年 月 日	☐ 住民票コード ☐ 個人番号	記載事項証明書 Certificate showing info. recorded on RR Certificado de Informações Registradas no Reg. de Residência 通		
No. 5	フリガナ 氏名 Name/Nome completo	生年月日 大 昭 平 令 西 暦 年 月 日	☐ 住民票コード ☐ 個人番号			
⑤ 記載するもの						
☐ 全部記載 ☒ 全部省略 (世帯主・続柄・本籍・筆頭者・外国人事項) ☐ Show everything ☐ Omit everything ☐ Menção Total ☐ Omissão Total			外国人事項 ☐ 全部記載 国籍・地域 在留カード等番号 在留資格・在留期間等・在留期間の満了日			
⑥ 使いみち						
使いみち・提出先を具体的に記入してください。(代理人・特別記載請求者・除票請求者は必ず記入してください。) ☐ 運転免許 ☐ 登記 ☐ 車登録 ☐ 年金 ☐ 扶養申請 ☐ 入国管理局 ☐ その他(下記に記入してください。) Diversas Licenças/Cartões de motorista; Registro/Registo; Veículo Registro/Registro de veículo; Pensão/Pensão; Dependente Application/Requerimento dependente; Imigração/Imigração; Other (write below)/Outros (escreva à seguir)						
⑦ 請求者が法人の場合のみ、①に窓口に来た方の必要事項を、⑤に法人の必要事項を記入してください。						
所在地 Location Endereço			電話番号・Tel. No.・No. Tel. ()			
法人名 Corporation Nome Empresa			代表者名・Representative's name・Nome Representante (印)			
窓口請求時の必要書類						
※請求者が代理人の場合、窓口に来た方の本人確認書類に加えて、住民票が必要な方本人からの委任状が必要です。 ※請求者が法人の場合、窓口に来た方の本人確認書類に加えて、下記の書類が必要です。 1. 契約を証する書面(原本又は原本還付をした写し) 2. 窓口に来た方が社員の場合: 法人からの委任状又は社員証(顔写真付きのもの) 窓口に来た方が代表者の場合: 代表者事項証明書等の代表者の資格を証する書面(発行日から3カ月以内のもの)						
本人確認について ※窓口に来た方の本人確認のため、官公署の発行した顔写真付きの身分証明書(運転免許証等)1 点又は、顔写真無しの身分証明書(保険証等)2 点をこの請求書と共に提示してください。						
係員処理欄						
☐ 運転免許証 ☐ 在留カード等 ☐ 個人番号カード ☐ 住基カード ☐ パスポート ☐ 保険証 ☐ 聞き取り ☐ その他() ※委任状あり						
※偽りその他不正手段により交付を受けた時は30万円以下の罰金に処せられます。(住民基本台帳法第46条) ※Persons who received issuance through false reports or other unlawful means shall be punished by a fine not exceeding ¥300,000. (Article 46 of Basic Resident Registration Act) ※Aquele que adquirir indevidamente o documento, através de informações falsas ou outros meios ilegais, será penalizado com uma multa de até 300.000 ienes (art. 46 da Lei do Livro do Registro Básico de Residente).						

なお、住民票の住所と事業所所在地が異なる場合、事業所の建物所有者との建物賃貸契約書等の根拠書類を提出していただく場合があります。

10

②-1. 屋号の分かる決算書の写し

※決算書は、前年の一般用のみが有効です。

※赤枠部分にて、事業場所及び屋号の確認を行います。

【例：青色申告の場合】

令和 〇〇 年分所得税青色申告決算書（一般用）

住所 太田市浜町 2-35	氏名 太田 太郎	事務所所在地 太田市浜町 2-35	電話番号 0276-47-1955
事業所所在地 太田市浜町 2-35	電話番号 0276-47-1955	業種 建設業	屋号 〇〇建設

令和 〇〇 年 〇 月 〇 日 損益計算書

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>売上(収入)金額</td><td>①</td></tr> <tr><td>期首商品棚卸高</td><td>②</td></tr> <tr><td>仕入金額</td><td>③</td></tr> <tr><td>小計</td><td>④</td></tr> <tr><td>期末商品棚卸高</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>差引金</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>租税公課</td><td>⑦</td></tr> <tr><td>荷造運賃</td><td>⑧</td></tr> <tr><td>水道光熱費</td><td>⑨</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>⑩</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>⑪</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>⑫</td></tr> <tr><td>接待交際費</td><td>⑬</td></tr> <tr><td>損害保険料</td><td>⑭</td></tr> <tr><td>修繕費</td><td>⑮</td></tr> </table>	売上(収入)金額	①	期首商品棚卸高	②	仕入金額	③	小計	④	期末商品棚卸高	⑤	差引金	⑥	租税公課	⑦	荷造運賃	⑧	水道光熱費	⑨	旅費交通費	⑩	通信費	⑪	広告宣伝費	⑫	接待交際費	⑬	損害保険料	⑭	修繕費	⑮	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>消耗</td><td>⑯</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>⑰</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td>⑱</td></tr> <tr><td>給料賃金</td><td>⑲</td></tr> <tr><td>外注工賃</td><td>㉑</td></tr> <tr><td>利子割引料</td><td>㉒</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>㉓</td></tr> <tr><td>倒金</td><td>㉔</td></tr> <tr><td>雑費</td><td>㉕</td></tr> <tr><td>計</td><td>㉖</td></tr> <tr><td>差引金額</td><td>㉗</td></tr> </table>	消耗	⑯	減価償却費	⑰	福利厚生費	⑱	給料賃金	⑲	外注工賃	㉑	利子割引料	㉒	地代家賃	㉓	倒金	㉔	雑費	㉕	計	㉖	差引金額	㉗
売上(収入)金額	①																																																				
期首商品棚卸高	②																																																				
仕入金額	③																																																				
小計	④																																																				
期末商品棚卸高	⑤																																																				
差引金	⑥																																																				
租税公課	⑦																																																				
荷造運賃	⑧																																																				
水道光熱費	⑨																																																				
旅費交通費	⑩																																																				
通信費	⑪																																																				
広告宣伝費	⑫																																																				
接待交際費	⑬																																																				
損害保険料	⑭																																																				
修繕費	⑮																																																				
消耗	⑯																																																				
減価償却費	⑰																																																				
福利厚生費	⑱																																																				
給料賃金	⑲																																																				
外注工賃	㉑																																																				
利子割引料	㉒																																																				
地代家賃	㉓																																																				
倒金	㉔																																																				
雑費	㉕																																																				
計	㉖																																																				
差引金額	㉗																																																				

所得金額 ㉘

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

【例：白色申告の場合】

令和 〇〇 年分収支内訳書（一般用）

住所 太田市浜町 2-35	氏名 太田 太郎	事務所所在地 太田市浜町 2-35	電話番号 0276-47-1955
事業所所在地 太田市浜町 2-35	電話番号 0276-47-1955	業種 建設業	屋号 〇〇建設

令和 〇〇 年 〇 月 〇 日 収支内訳書

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>売上(収入)金額</td><td>①</td></tr> <tr><td>期首商品棚卸高</td><td>②</td></tr> <tr><td>仕入金額</td><td>③</td></tr> <tr><td>小計</td><td>④</td></tr> <tr><td>期末商品棚卸高</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>差引金</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>租税公課</td><td>⑦</td></tr> <tr><td>荷造運賃</td><td>⑧</td></tr> <tr><td>水道光熱費</td><td>⑨</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>⑩</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>⑪</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>⑫</td></tr> <tr><td>接待交際費</td><td>⑬</td></tr> <tr><td>損害保険料</td><td>⑭</td></tr> <tr><td>修繕費</td><td>⑮</td></tr> </table>	売上(収入)金額	①	期首商品棚卸高	②	仕入金額	③	小計	④	期末商品棚卸高	⑤	差引金	⑥	租税公課	⑦	荷造運賃	⑧	水道光熱費	⑨	旅費交通費	⑩	通信費	⑪	広告宣伝費	⑫	接待交際費	⑬	損害保険料	⑭	修繕費	⑮	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>旅費交通費</td><td>⑯</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>⑰</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>⑱</td></tr> <tr><td>接待交際費</td><td>㉑</td></tr> <tr><td>損害保険料</td><td>㉒</td></tr> <tr><td>修繕費</td><td>㉓</td></tr> <tr><td>雑費</td><td>㉔</td></tr> <tr><td>計</td><td>㉕</td></tr> <tr><td>差引金額</td><td>㉖</td></tr> </table>	旅費交通費	⑯	通信費	⑰	広告宣伝費	⑱	接待交際費	㉑	損害保険料	㉒	修繕費	㉓	雑費	㉔	計	㉕	差引金額	㉖
売上(収入)金額	①																																																
期首商品棚卸高	②																																																
仕入金額	③																																																
小計	④																																																
期末商品棚卸高	⑤																																																
差引金	⑥																																																
租税公課	⑦																																																
荷造運賃	⑧																																																
水道光熱費	⑨																																																
旅費交通費	⑩																																																
通信費	⑪																																																
広告宣伝費	⑫																																																
接待交際費	⑬																																																
損害保険料	⑭																																																
修繕費	⑮																																																
旅費交通費	⑯																																																
通信費	⑰																																																
広告宣伝費	⑱																																																
接待交際費	㉑																																																
損害保険料	㉒																																																
修繕費	㉓																																																
雑費	㉔																																																
計	㉕																																																
差引金額	㉖																																																

所得金額 ㉗

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

②-2. 開業届の写し

※赤枠部分にて、事業場所及び屋号等の確認を行います。

※開業届は再発行がなされないため、廃業するまで大切に保管してください。

電子申請完了済

税務署受付印

税務署長

年 月 日 提出

個人事業の開業・廃業等届出書

1040

納税地	☒ 住所・ ☒ 居所・ ☐ 事業所等(該当するものを選択してください。) 〒373-8718 太田市浜町 2-35 (TEL 0276 47 1955)		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 〒 同 上 (TEL - -)		
フリガナ			
氏名	太田 太郎	生年月日	☐ 大正 年 月 日生 ☐ 昭和 年 月 日生 ☐ 平成 年 月 日生
個人番号			
職業	建設業等	フリガナ	屋号 ☐ 建設

税務署の収受印があるもの
または、
電子申請完了済のものが有効

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分	☒ 開業(事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 氏名 事務所・事業所の(☐ 新設・ ☐ 増設・ ☐ 移転・ ☐ 廃止) 廃業(事由) (事業の引継ぎ(譲渡)による場合は、引き継いだ(譲渡)住所)			
所得の種類	☐ 不動産所得・ ☐ 山林所得 ☒ 事業(農業)所得〔廃業の場合…… ☐ 全部・ ☐ 一部()〕			
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新增設等のあった日 平成 年 月 日			
事業所等を 新增設、移転、 廃止した場合	新增設、移転後の所在地 移転・廃止前の所在地	(電話)		
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名 法人納税地	代表者名 設立登記 平成 年 月 日		
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 ☐ 有・ ☐ 無 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 ☐ 有・ ☐ 無			
事業の概要	建設業、塗装業等			
給与等の支払状況	区分 専従者 人 使用人 計	従事員数 給与の定め方 税額の有無 ☐ 有・ ☐ 無 ☐ 有・ ☐ 無 ☐ 有・ ☐ 無	その他参考事項 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無 ☐ 有・ ☐ 無	

屋号は必ず記入してください

関与税理士

(TEL - -)

税務署 整理 欄	整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
	☐ 源泉用紙交付 ☐ 通信日付印の年月日	確認印 年月日	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他()		☐ 済 ☐ 未済		

3 変更届出書記入例

様式第16号（第20条関係）

令和〇〇年7月8日

住宅リフォーム支援事業者登録事項変更届出書

（宛先）太田市長

（申請者） 郵便番号 〒373-8718

住 所 太田市浜町 2-35

フリガナ △△ケンセツ
法人名等 △△建設（株）

フリガナ オオタ タロウ
代表者氏名 代表取締役 太田 太郎

電話番号 0276-47-1955



令和〇〇年4月28日付 指令第100号で登録の決定を受けた住宅リフォーム支援事業者登録について、申請内容の変更をしたいので、太田市住宅リフォーム支援事業補助金交付規則第20条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

登録業者番号	100		
連絡先	担当者名	金山 花子	
	電話番号	0276-47-1955	
	携帯電話	090-〇〇47-1955	
	メールアドレス	11111@abc.co.jp	
登録年月日	令和〇〇年4月28日		
変更年月日	令和〇〇年7月1日		
変更の内容	変更事項	変更前	変更後
	担当者の変更	金山 太郎 090-47〇〇-1955 00000@abc.co.jp	金山 花子 090-〇〇47-1955 11111@abc.co.jp

